

令和5年度  
神戸市生活保護医療扶助関連データ処理業務

プロポーザル実施要領

令和5年1月

福祉局保護課

## 1. 業務名称

生活保護医療扶助関連データ分析等業務

## 2. 目的

データヘルス計画に基づく事業実施を行い、福祉事務所が生活保護受給者のために、より具体的な視点で健康管理支援等が実施できるような体制を構築し、特に生活習慣病の重症化予防・発症予防を行うことで医療扶助の適正化を目指す。

## 3. 実施方法

### (1) 事業者選定について

地方自治法施行令第167条の2第1項、第2項、第6項の規定による事業者選定（以下「プロポーザル方式」という）で行う。

### (2) 契約期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

### (3) 上限額

16,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### (4) データ提供方法

- ①被保護者のレセプトデータ
- ②神戸市健康診査、がん検診データ
- ③受給者番号一覧表等

※上記①～③は基本CDまたはDVDでの受け渡しとする。

## 4. 業務内容について

別紙のとおり

ただし、今回プロポーザルで採用された企画提案に基づき、必要に応じて委託者が仕様書の内容を変更することがある。

## 5. スケジュール

参加申請・質問受付開始	令和5年1月25日（水）～2月1日（水）
質問に対する回答の発送	令和5年2月2日（木）
参加資格通知の発送	令和5年2月3日（金）
企画提案書提出	令和5年2月6日（月）～2月13日（月）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和5年2月20日（月）
審査結果	令和5年2月21日（火）

## 6. 事業者選定に参加する者に必要な資格

(1) 事業者選定参加資格は、下記のア～ウをすべて満たす事業者とする。

ア 次に掲げる神戸市契約規則第3条及び第3条の2をすべて満たすこと。

神戸市契約規則(抜粋)

第3条 一般競争事業者選定には、特別の理由がある場合を除くほか、当該事業者選定に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 一般競争事業者選定に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるとき(不動産の売却に係る一般競争事業者選定にあつては、本市における不動産の売却に係る契約手続において次の各号のいずれかに該当すると認められるとき)は、その者について3年以内の期間を定めて一般競争事業者選定に参加させないものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は事業者選定代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争事業者選定又はせり売りにおいて、その公平な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) この項(この号を除く。)の規定により一般競争事業者選定に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

3 前2項に定めるもののほか、一般競争事業者選定に参加しようとする者は、次に掲げる資格を備えなければならない。ただし、不動産その他の物件を売却するときその他特別な理由があるときは、この限りでない。

- (1) 国税(法人税又は所得税及び消費税をいう。)及び地方税について未納の税額がないこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が定める資格

第3条の2 一般競争事業者選定に参加しようとする者は、前条第3項ただし書に該当するときを除き、市長が定めるところにより、一般競争事業者選定に参加する者に必要な資格を有するか否かに関する認定に関する申請書を市長に提出して、その認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の認定をしたときは、当該申請者に対し、書面により通知を行うものとする。

3 市長は、第1項の認定を受けた者が営業の全部又は一部に関する権利義務を承継し、かつ、その承継を受けた者(以下「承継人」という。)がその営業に現に従事しているときは、その承継人からの申請により同項の認定の承継を認めることができる。

4 市長は、第1項の認定を受けた者が同項の資格を有しなくなったとき又は不正の手段により同項の認定を受けたときは、同項の認定を取り消すことができる。

5 市長は、前項の規定により第1項の認定を取り消そうとするときは、当該取消しの名宛人となるべき者について、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、市長が特にその機会を与える必要がないと認めるときは、この限りでない。

<参考>神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(抜粋)

第3条 神戸市契約規則(昭和39年3月規則120号。以下「契約規則」という。)第3条第3項(同規則第15条において準用する場合を含む。)に規定する市長が定める資格(第1条に規定する目的に係るものに限る。)は、暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこととする。

- イ 本事業者選定の公募開始日から事業者選定日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ウ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）に基づく除外措置を受けていないこと。

## 7. 参加申請

### (1) 受付期間

令和5年1月25日（水）～2月1日（水）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）  
午前8時45分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

### (2) 提出書類（資格審査用）

- ア プロポーザル参加申請書兼誓約書（様式1）
- イ 委任状（代表者以外の者が申請する場合のみ） 任意様式
- ウ 事業経歴書、業績報告書（直近事業年度までの経歴・沿革を記載） 任意様式
- エ その他参考書類（パンフレット等） 任意様式

### (3) 提出方法

提出書類は電子メールまたは郵送（必着）により当課まで提出すること。  
※電子メールで提出の場合は、PDF ファイルを添付すること。  
※郵送の場合は1部を提出すること。

### (4) 質問について

- ア 令和5年1月25日（水）～2月1日（水）まで  
（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- イ 質問及び回答の方法  
質問は電子メールにより提出すること。受け付けた質問については、令和5年2月2日（木）付で、すべてのプロポーザル参加申請者に対して電子メールにて回答する。

電子メールアドレス：[hogo\\_iryuu@office.city.kobe.lg.jp](mailto:hogo_iryuu@office.city.kobe.lg.jp)

メールタイトルを「【質問】R5生活保護データ処理業務」と記載すること

### (5) プロポーザル参加資格の審査及び通知

- ア プロポーザル参加申請の提出書類により参加資格を審査し、その結果を令和5年2月3日（金）付けで書面により通知する。
- イ プロポーザル参加資格を認めなかった申請者には、理由を付して書面により通知する。

## 8. 企画提案書の提出

### (1) 提出期間および受付時間

令和5年2月6日(月)～2月13日(月)まで(神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。)の期間中、午前8時45分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)

### (2) 提出書類(企画提案用)

様式は別紙に指定するとおりとし、電子データにて作成すること。また、ファイルの形式はPDFまたはPowerPointとし、様式ごとにファイルを分けること。

- ア 企画提案書提出届(様式2)
- イ 企画提案書(様式3)
- ウ 業務実績調書(様式4)
- エ 業務実施体制(様式5)
- オ 見積書(様式6)
- カ プレゼンテーション出席予定者名簿(様式7)

### (3) 提出方法

提出書類は電子メールにて、当課まで提出すること。

電子メールアドレス：[hogo\\_iryuu@office.city.kobe.lg.jp](mailto:hogo_iryuu@office.city.kobe.lg.jp)

メールタイトルを「【会社名】R5生活保護データ処理業務プロポーザル」と記載すること。プレゼンテーション資料の様式3～6は、社名等事業者が特定される表記をしないこと。

## 9. プレゼンテーション及びヒアリング

提出された書類をもとに、業務の実施方法等についてプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。

### ◆ 日程及び場所

令和5年2月20日(月)

開始時間及び場所については、参加者に別途個別通知する。

## 10. 審査方法

### (1) 審査方法

審査については、提出書類の内容をもとに、プロポーザル選定委員会において審査基準に基づき行い、最も評価の高い1社を選定する。

### (2) 審査基準

審査基準は次に示す観点から総合的に判断し、公平かつ客観的な審査を行う。

- ア 業務実績
- イ 業務の目的及び業務内容の理解度  
業務遂行にあたっての総合的な視点、姿勢  
分析手法の内容、的確性、実現性、独創性  
生活保護制度を考慮した内容となっているか

- ウ 業務実施体制  
業務に必要な事務員の体制が明確に示されているか
- エ セキュリティ
- オ 見積金額

### (3) 配点表

項目ごとに評価し、それぞれの点数を合計して 120 点満点で総合評価し、最高得点者を選定する。

評価項目	配点
業務実績	20
業務の目的及び業務内容の理解度	40
業務実施体制	28
セキュリティ	10
見積金額	10
地元優先性	12
合計	120

## 11. 審査結果の通知

審査結果は令和 5 年 2 月 21 日（火）付けで、採否にかかわらず通知する。

## 12. その他

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選考結果にかかわらず返却しない。なお、提出書類や選考結果（不採用となった事業者等の名称・審査結果を含む）は神戸市情報公開条例に基づき情報公開の対象となることを了承のうえ提出すること。
- (3) 提出された企画提案書の差替え及び訂正並びに期限後の提出は認めない。
- (4) 提出された書類に虚偽の申請があった場合は、当該企画提案書は無効とする。
- (5) 申請中または選定後に提案者が本プロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該企画提案書は無効とする。また選定後の場合、次順位の事業者を選定する。
- (6) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (7) このプロポーザルによる契約は、本契約に係る神戸市の令和 4 年度予算成立を前提として行い、予算が成立しなかった場合は、本プロポーザルは無効とする。

### 13. 問合せ先・書類の提出先

神戸市福祉局保護課（市役所1号館5階）

所在地：神戸市中央区加納町6丁目5番1号

電話：078-322-5202

電子メール：[hogo\\_iryuu@office.city.kobe.lg.jp](mailto:hogo_iryuu@office.city.kobe.lg.jp)